

1 議事日程(第4号)

(令和7年第8回久山町議会12月定例会)

令和7年12月10日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 議案第60号 久山町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第2 議案第61号 久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第23号)
- 日程第3 議案第62号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第24号)
- 日程第4 議案第63号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第25号)
- 日程第5 議案第64号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第26号)
- 日程第6 議案第65号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第27号)
- 日程第7 議案第66号 久山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (7久山町条例第28号)
- 日程第8 議案第67号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第29号)
- 日程第9 議案第68号 久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第30号)
- 日程第10 議案第69号 久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第31号)
- 日程第11 議案第70号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第32号)
- 日程第12 議案第71号 令和7年度久山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第72号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第73号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	清 永 義 弘	2番	城 戸 利 廣
3番	永 松 節 子	4番	佐 伯 勝 宣
5番	只 松 秀 喜	6番	荒 卷 時 雄
7番	阿 部 恒 久	8番	津 原 健太郎
9番	阿 部 昭 徳	10番	山 野 久 生

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

6番	荒 卷 時 雄	7番	阿 部 恒 久
----	---------	----	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長	西 村 勝	副 町 長	中 原 三千代
教 育 長	重 松 宏 明	総務課長兼経営デザイン課長	久 芳 浩 二
税 務 課 長	阿 部 哲 也	町民生活課長	井 上 英 貴
健康課長補佐	安 部 基 子	福 祉 課 長	今 村 春 美
都市整備課長	亀 井 玲 子	産 業 振 興 課 長	阿 部 桂 介
会 計 管 理 者	横 山 正 利	教 育 課 長	江 上 智 恵
上下水道課長	平 尾 勇		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	篠 原 正 継	議会事務局書記	淀 川 裕 和
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（山野久生君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

本日全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第60号 久山町教育委員会教育長の任命同意について

○議長（山野久生君） 日程第1、議案第60号久山町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

審議の中立公平性を期するため、重松宏明教育長の退場を求めます。

〔重松宏明教育長 退場〕

○議長（山野久生君） 本件は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第60号久山町教育委員会教育長の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。重松宏明教育長に入場していただきます。

〔重松宏明教育長 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第61号 久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第2、議案第61号久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第61号久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第62号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第3、議案第62号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第62号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第63号 久山町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第4、議案第63号久山町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第63号久山町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第64号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第5、議案第64号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第64号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第65号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第6、議案第65号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第65号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第66号 久山町乳児等就園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山野久生君） 日程第7、議案第66号久山町乳児等就園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第66号久山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり、可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第67号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第8、議案第67号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第67号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第68号 久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第9、議案第68号久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第68号久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第69号 久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第10、議案第69号久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第69号、久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第70号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第11、議案第70号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第70号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第71号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（山野久生君） 日程第12、議案第71号令和7年度久山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部議員。

○7番（阿部恒久君） 一つ確認っていいいますか質問させていただきます。

公園管理費のところ、総合運動公園Bグラウンド整備基本計画業務委託料のところ、この内容について、アーバンスポーツ、親水公園多目的広場等の区割り、それから、遊具、照明の配置などの基本計画を委託するような説明を受けました。そんな中で、アーバンスポーツというのが、調べてみると、BMXって言って、自転車競技の一部とかですね、スケートボード、それからスポーツライミングそれから3x3って言って3人制バスケットボールの競技なんかいろいろ総称してアーバンスポーツということなんですけども、具体的にはどういうスポーツというか施設になるのかということが一つと、もう一つ、親水公園ということも整備されるということで、非常に夏場暑い中で、そういうのができると非常にいいんじゃないかなと思うんですけども、大体いつ頃完成予定をされてる

かと、2点お聞きしたいと思います。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） Bグラウンドの件につきまして、今回基本計画ということで出させて  
いただいております。

アーバンスポーツというのは近年都市型スポーツで場所を、大きな施設がなくても、小  
さなところで、個人からもできるということで、注目されている、そういうスポーツなん  
ですけど。久山町において、そういう都市的なものを同じようにですね、福岡市でやって  
るようなパークールとか、そういうことができるかというとなかなか難しいだろうと思っ  
てます。ただここでアーバンスポーツというのは、やっぱり可能性を、スケートボードも  
そうですし、できるだけ体を動かして体を鍛えていくとか、久山町の小学生までの方には  
何度か説明をさせていただきましたが、児童公園はあるんですけど、その後の公園という  
のがないと、なおかつ関係交流人口を生んでいくためにも必要なものというのが、そうい  
う新しいスポーツっていうものを含んだものを考えていこうというのが、基本的に今後の  
公園にあるというふうにご理解いただきたいと思います。

もう一つは親水公園ですが、あそこのBグラウンドがもともと川に降りられるような、  
河川の工事ということになってます。残念ながらすぐですね、そこについて、河川の親水  
公園としてできるかという、なかなかもともとの河川をですね、県とも話していきなが  
ら、整備をどうしていくかというものも出てきます。今現在、そこについて河川の分がど  
ういうふうは何年というのはちょっと言えないんですが、いずれそこの公園については、  
河川も含めた久山町らしい、公園の一つの強みとして含んだ上で、基本計画を策定しよう  
というのが今回の方針になります。まずは、その計画に基づいて今後の工程をつくってい  
くということになりますが、私としてはまず、公園の整備をしっかりやっていかなきゃい  
けないと思っています。その中の理由としては、今回首羅山遺跡のガイダンス施設の整備、  
そして九電みらいの森というのが誘致されるということになりましたので、総体的にそこ  
の施設に魅力を高めるためには、まずBグラウンドの公園を整備するっていうのが大事だ  
と思っていますので、そういう形で進めていきたいと思っています。親水公園については、最終  
的にはやはりBグラウンドの面整備が終わった後になるんじゃないかなとは思ってませ  
が、計画にはしっかり入れていこうと思っています。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部議員。

○7番（阿部恒久君） そうすると親水公園は、ちょっと後になるしにしても、ほかの多目的  
広場とか、アーバンスポーツの広場は、部分的には先にオープンというか、利用可能な時

期っていうのがあるんでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長

○町長（西村 勝君） そうですね。まず今回は基本計画をしっかりとつくって来年度にその状況に応じて実施設計ということになっていくんじゃないかなと、私の方で思っています。ただ問題はまず基本計画をしっかりとつくっていかないと、その後の工程が組めませんので、そういう段階に今来てるというふうにご理解いただいたらいいかなと思っています。

以上です。

○議長（山野久生君） ほかにございませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ページ14、ふるさと応援寄付事業費7,024万7,000円ですか。担当課の方から、今、ふるさと納税これは好調だというふうに聞いておりますので大体の概要は、大枠は把握してありますが町長自身、町のふるさと納税、こういった寄附金事業、思い入れとございますか、目標とございますか、そういったものがありましたらお聞きしたいんですが。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） はい。まずある程度私も議案説明会での内容は把握してまして、ある程度担当課の総務課から説明あったと思いますが、私になってまず基本的にはそのチャンネルを増やしたということでもふるさと応援寄附額が増えたということはまず戦略としては、よかったのかなと思っています。今現在ですね、町内の優良企業の皆さんと色々な協議しながら、実際出すものを変えてますが一つの総務課の取り組みとしては、定期便っていうのを作って、実際、その方々に1年間の寄附で10万円の寄附があった方には1カ月ごとに品物がいくとか、6万円を寄附していただいた方は半年間とか、そういうのを町の方から企業と提案して話をして、そういう工夫をしてるっていうのも好調につながってきてるのかなとは思っています。私としてはこういうことに対しては実際今後増やしていきたいと思いますが、今後、首羅山遺跡ガイダンスとか、町の農業、そういうものを増やしていきたいと思っています。できるだけ体験っていうのも増やしていきたいながらそのふるさと応援に結びつけていきたいなと思っていますが、基本的には過度な依存っていうのは、最初から言っていますが、できるだけ避けたいと思っていますので、そういう形で久山町らしいふるさと応援寄附っていうのを推進はしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 一つだけ、今の件ですが、返礼品、某会社のだしが好調だというふうなことは、担当課から聞いております。そういったことで好調の要因というふうに把握し

てるんですが、今町長の答弁の中にも、いろんなものと結びつけていきたいというふうなことをおっしゃいました。こういった一社の返礼品が好評、好調というふうなことですけど、返礼品を増やすとか、あるいは何かそういった体験に結びつけるそういったふうなことで何といたしますか、メリットといたしますか、恩恵じゃない、そういったものを増やしていくというふうな解釈でいいんでしょうか。もしその辺で。まだお考えがあるようでしたら少しお聞きしたいなと思っております。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然ふるさと応援寄附金自体は町内にある企業さんの返礼品が、やはりどこの自治体も大きなところがあるというのはすごく助かる場所であるかなと思えます。全国的にもそういうところが額が大きいというのは事実あるかなと思えます。ただ一方で、やはりそういう企業さんにご協力をいただきながらまちづくりを進めていくということも大事ですが、これから先久山町の問題解決につながっていくっていうことを考えたときに、先ほどお話しさせていただいたように、農業とか林業体験、そういうもの、また、町に訪れることによつてのそういう寄附金のメリットがあることっていうのは追求をしていくっていうのは大事だなと思っておりますので、そういうふうにご理解いただけたらいいかなと思えます。

○議長（山野久生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第71号、令和7年度久山町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従つて、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第72号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算第（2号）

○議長（山野久生君） 日程第13、議案第72号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算第（2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第72号、令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第73号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（山野久生君） 日程第14、議案第73号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第73号、令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議員派遣

○議長（山野久生君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣すること
にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って議員派遣の件は、お手元に配布したと
おり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山野久生君） 日程第16、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元  
に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継  
続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

○議長（山野久生君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題としま
す。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました
本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があり
ます。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の
継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、久山町議会会議
規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思えますがご異議ございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和7年第8回久山町議会12月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前9時57分